

**令和8年度地域の観光資源を活用した地域周遊観光促進事業費補助金
審査委員会設置要綱**

(設置)

第1条 公益社団法人静岡県観光協会（以下、「協会」という。）が令和8年度交付を予定している「地域の観光資源を活用した地域周遊観光促進事業費補助金（以下、「補助金」という。）」について、補助事業者を選定するため、令和8年度地域の観光資源を活用した地域周遊観光促進事業費補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、「補助金」について次のことを行う。

- (1) 応募申込書の審査
- (2) 補助事業者の選定に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、民間の専門家等を委員に指名することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める業務が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、協会 事業統括ディレクターをもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、他の委員の互選により委員長の職務を代理するものを決定する。

(会議)

第6条 委員会は非公開とし、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会議に付する事案について緊急を要する場合は、委員長が個別に委員から同意を得ることで、会議に変えることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、会議の内容及び職務上知り得た秘密を保持しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、協会 商品企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月24日から施行する。

別表

区分	所属		役職	
委員長	公益社団法人 静岡県観光協会		事業統括ディレクター	
委員		国内マーケティング課	ディレクター兼課長	
		商品企画課	ディレクター兼課長	
		静岡県	スポーツ・文化観光部 観光振興課	観光振興課長
		地域DMO	公益財団法人するが企画観光局	事務局次長